

小規模省エネルギー設備投資促進支援事業補助金

エネルギー価格上昇の影響を受ける企業の「コスト削減」および国際的に求められている企業の「脱炭素化」を促進するため、県内企業による省エネルギー性能に優れた設備等の導入または改修を支援します。

補助事業者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 福井県内に事業所を有する中小企業者等※1であること
- (2) 前号の事業所に係る省エネ診断等※2を補助金の交付を受けようとする年度に受けていること
- (3) 補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること

※1「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定するものをいう。ただし、みなし大企業を除く。

※2「省エネ診断等」とは、(一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断または(一社)ふくいエネルギーマネジメント協会が経済産業省から省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の補助金を受けて実施する省エネ診断をいう。

補助事業の内容

補助金の交付を受けようとする年度に受診した省エネ診断等により提案を受けた省エネルギー設備等の導入または改修

(令和5年2月末日までに事業を完了する必要があります。)

補助対象経費

設備費、建築等改修費、その他経費

補助率

1 / 2 以内 (予算の都合上、補助金の額が申請どおりにならない場合があります。)

補助金の上限額

150万円

採択予定数

20件程度

募集期間

令和4年7月11日(月)から令和5年1月18日(水)まで
(予算の範囲内で先着順に受付を行いますので、募集期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。)

手続きの方法

- 手順1 事業者が省エネ診断等を受診し、結果を受領
- 手順2 事業者は、福井県産業技術課のホームページから事業計画書の様式を入手し、必要な事項を記載して県へ提出
- 手順3 県が内容を審査後、審査結果を事業者へ通知
- 手順4 事業者は交付申請書を作成し、県へ提出
- 手順5 県が内容を確認後、交付決定を事業者へ通知

その他

- ・補助金の詳細は、福井県産業技術課のホームページに掲載している「交付事務マニュアル」でご確認ください。
- ・「事業計画書」をはじめとする各種様式についても、産業技術課のホームページからダウンロードできます。

福井県 産業技術課



【提出先・問合せ】

福井県 産業労働部 産業技術課 工業・繊維グループ

電話番号：0776-20-0370 / FAX番号：0776-20-0646

メールアドレス：sangyo-gijutsu@pref.fukui.lg.jp

検索